

(別紙様式1)

令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：北海道
農業委員会名：占冠村農業委員会

I 農業委員会の状況(令和4年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

| | 農家数(戸) |
|--------|--------|
| 総農家数 | 19 |
| 自給的農家数 | |
| 販売農家数 | 19 |
| 主業農家数 | 12 |
| 準主業農家数 | 2 |
| 副業的農家数 | 5 |

※ 農林業センサスに基づいて記入。

| | 農業者数(人) |
|--------|---------|
| 農業就業者数 | 48 |
| 女性 | 23 |
| 40代以下 | 13 |

※ 農林業センサスに基づいて記入。

| | 経営数(経営) |
|-----------|---------|
| 認定農業者 | 10 |
| 基本構想水準到達者 | 1 |
| 認定新規就農者 | 4 |
| 農業参入法人 | 0 |
| 集落営農経営 | 0 |
| 特定農業団体 | 0 |
| 集落営農組織 | 0 |

※ 農業委員会調べ

単位:ha

| | 田 | 畠 | | | | 計 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | | 普通畠 | 樹園地 | 牧草畠 | |
| 耕地面積 | 196 | 413 | | | 609 | 609 |
| 経営耕地面積 | - | 535 | | | 535 | 535 |
| 遊休農地面積 | - | - | | | - | - |
| 農地台帳面積 | 200 | 563 | | | 563 | 763 |

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項
第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 5年 7月 19日

| | 農業委員 | |
|------------|------|----|
| | 定数 | 実数 |
| 農業委員数 | 7 | 6 |
| 認定農業者 | - | 3 |
| 認定農業者に準ずる者 | - | 2 |
| 女性 | - | |
| 40代以下 | - | |
| 中立委員 | - | 1 |

| | 定数 | 実数 | 地区数 |
|-------------|----|----|-----|
| 農地利用最適化推進委員 | - | - | - |

*現在の体制を記載することとし、旧・新いづれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

| 現 状 (令和4年4月現在) | 管内の農地面積 | これまでの集積面積 | 集積率 |
|-------------------|---|-----------|--------|
| | 712ha | 559ha | 78.50% |
| 課 題 | 農業従事者の減少・高齢化や農業後継者の不足により、地域農業の担い手が減少し、農地の維持管理が行き届かない場所も見受けられる。農地の有効利用や集積化を加速するためには政策や補助制度の拡充が必要である。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和4年度の目標及び活動計画

| | |
|------|---|
| 目 標 | 集積面積 569 ha (うち新規集積面積 10 ha) 目標設定の考え方:農地中間管理事業等を活用した担い手への集積・集約化を図る。 |
| 活動計画 | 窓口へのパンフレット掲示による農地中間管理事業の制度周知。 人・農地プランの協議に参加し、後継者不在の農家と新規就農者との相互支援。 農業委員による農地利用最適化の推進。 |

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

| 新規参入の状況 | 2年度新規参入者数 | 3年度新規参入者数 | 4年度新規参入者数 |
|---------|--|-------------------|-------------------|
| | 0 経営体 | 0 経営体 | 1 経営体 |
| | 2年度新規参入者が取得した農地面積 | 3年度新規参入者が取得した農地面積 | 4年度新規参入者が取得した農地面積 |
| | 0 ha | 0 ha | 10 ha |
| 課 題 | 農業者の高齢化や農業後継者の不足により、地域農業の担い手が減少しているので関係機関等の連携による支援体制を確立し、地域の状況に合わせた新たな担い手の育成や確保を図る必要がある。 | | |

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和4年度の目標及び活動計画

| | | | |
|-------|---|--------|-------|
| 参入目標数 | 1 経営体 | 参入目標面積 | 10 ha |
| 活動計画 | 占冠村農林課とふらの農業協同組合、占冠村新規就農者支援協議会と連携を図り、新規就農希望者の情報を共有し、就農支援体制を整える。 | | |

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

| 現 状 (令和4年3月現在) | 管内の農地面積(A) 712 ha | 遊休農地面積(B) 0 ha | 割合(B/A×100) 0% |
|-------------------|-------------------------------------|-------------------|-------------------|
| 課 領 | 農業従事者の減少・高齢化や後継者不足による遊休農地の増加が懸念される。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和4年度の目標及び活動計画

| 目 標 | 遊休農地の解消面積 - ha | | |
|-----------|----------------------------------|---|-------------|
| | 目標設定の考え方: | | |
| 活動計画 | 調査員数(実数) | 調査実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 |
| | 6 人 | 9月～10月 | 11月 |
| | 調査方法 | <ul style="list-style-type: none"> 管内全域を調査区域とし道路からの目視及び航空写真による巡回調査を一斉に実施する。遊休化している場合は、当該農地等の状況をさらに詳しく確認し、地図等に記録する。 調査区域を各農業委員に担当区域を分け、定期的な巡回指導を進める。 遊休農地の所有者等に利用意向調査を実施し、農地の適正な利用の指導を行う。 | |
| 農地の利用意向調査 | 実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 | |
| | 12月～1月 | 2月 | |
| その他 | 税務部局と遊休農地の解消に向けた重課税の検討について協議を行う。 | | |

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

| 現 状 (令和4年3月現在) | 管内の農地面積(A) 712 ha | 違反転用面積(B) 0 ha |
|-------------------|--|-------------------|
| 課 領 | 農地法の理解を広めるため農地利用状況調査や農地パトロールによる監視活動、広報誌等による啓発活動を継続的に行う必要がある。 | |

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和4年度の活動計画

| | |
|------|--|
| 活動計画 | 違反転用を防止する啓発・監視活動として農地パトロールを実施する。 広報誌等により農業者等へ周知する。 農地利用状況調査時に違反転用の早期発見(9月～10月) |
|------|--|

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入